

家畜市場コード・0969 22 3189

成牛せり市名簿

とき令和2年9月17日

ところ天草家畜市場

※購買者番号カードの管理並びにボタンの操作については、すべて登録者の責任となります。お帰りの際は、会計にお返しく下さい。

天草畜産農業協同組合
熊本県天草市佐伊津町682番地

TEL 0969-22-3189 / Fax 0969-22-4015
IP 050-3342-7962

☆次回成牛せり市は令和2年11月17日です。

家畜市場業務規程

第1章 総則

【家畜市場の位置】

第1条 この家畜市場（以下「市場」という）の位置は、熊本県天草市佐伊津町682番地とする。

【取り扱う家畜の種類】

第2条 この市場の取扱う家畜は、牛・豚とする。

【開場の期日】

第3条 開場の期日は、別に公表した日とする。但し、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ知事に届け出て開場せず、又は、開場の期日を変更することがある。

【開場の時間】

第4条 開場の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。但し、業務の都合により変更することがある。

【家畜の繋留等】

第5条 家畜は、市場内において、獣医師により家畜伝染病予防法第2条の家畜伝染病にかかっているかどうかの検査を求めなければならない。

1. 家畜は、開設者の指定する場所に繋留しなければならない。
2. 家畜伝染病予防法第2条の家畜伝染病以外の疾病又は、悪へきのため他に危害を及ぼすおそれがあると認められる家畜について、開設者から入場の拒絶又は、隔離若しくは移動制限の要求がなされたときは、当該家畜の管理者はこれに従わなければならない。

【獣医師による検査を受ける場合の手続き】

第6条 家畜取引の当事者は、いつでも市場に配置する獣医師に、家畜疾病にかかっているかどうかの検査を求めることができる。

2. 家畜取引の当事者が、前項の検査を求める場合には、市場事務所にその旨申し出るものとする。

第2章 家畜取引の方法及び手続

【家畜取引の方法】

第7条 市場に於ける家畜の取引は売買により行うものとする。

2. 売買は、せり売りの方法によるものとする。

【販売の申込】

第8条 家畜を販売のため入場させようとする者は、住所及び氏名（名称）並びに当該家畜の品種、性別、年齢、体重、疾病及び悪へき並びに血統、能力又は経歴を証明する書類の有無を、別に定める販売申込書に記入して、市場事務所に提出するものとする。

2. 前項の販売申込書を提出した者（以下「販売申込者」という）は別に定める入場料を納付し、家畜番号票の交付を受けるものとする。
3. 販売申込者は、市場の定める家畜番号票を、家畜の頭部又は頭部に結びつけるものとする。

【購買の申込】

第9条 家畜を購入しようとする者（以下「購買者」という）は、市場事務所に住所、氏名（名称）及び購入予定頭数を申告するとともに、別に定める予納金を納付し、購買予納金入金伝票及び購買者カードの交付を受けるものとする。

2. 購買予納金入金伝票及び購買者カードの交付を受けていない者は、市場においてせり売りに参加することが出来ない。
3. 購買者は、購入予定頭数以上の家畜を購入しようとするときは、第1項の例により予納金を追納しなければ、せり売りに参加することができない。
4. 市場開設者は、予納金の不足する購買者に対しては、予め予告し、なお予納金を追納しない購買者に対しては、その後のせり売りに参加させないことができる。
5. 購買者は、退場の際購買者カードを市場事務所に返還するものとする。

【取引開始前の公表】

第10条 取引開始前の公表事項は、品種、性別、年齢、体重、疾病及び悪へき並びに血統能力又は経歴を証明する書類の有無とする。

2. 前項の公表は、同項の事項を販売申込書に記載されたところにより呼び上げて行うものとする。但し、名簿等により確認できる場合は、この限りではない。

【せり売りの方法】

第11条 家畜は、開設者の定める順序により、せり場に入場するものとする。

2. せり上げ単位は100円以上とし、消費税額は含まれないものとする。

【せりおとし人の決定】

第12条 せり人が最高申込価格（消費税額を含まない）を呼び上げ、他にこれをこえる価格を申し込む者がいないときは、最高価格の申込者をせりおとし人とする。

ただし、その価格が販売申込者から開設者に示した販売申込価格に達しないときはこの限りではない。

2. せりおとし人が決定したときは、せり人は直ちにその価格（消費税額を含まない）及びせりおとし人の購買者番号又は氏名（名称）を呼びあげるものとする。

【再せり売り】

第13条 販売申込者は、上場した家畜につき、せりおとし人が決定しなかった時は、当該家畜を再入場することができる。

2. 前項の規定により家畜を再上場しようとする者は、市場事務所による旨申し出るものとする。
3. 再せり売りは、初回上場家畜のせり売りの終了後再上場の申出順に行うものとする。

【代金の決済及び家畜の受渡】

第14条 せりおとし人が決定した時は、せりおとし人は、遅滞なくせりおとし価格に相当する金額に購買者手数料を加算した額（消費税額含む）を市場事務所に支払い、家畜番号、せりおとし価格及び販売申込者名を記載した家畜売買済証明書の交付を受ける。

2. せりおとし人は、前項の支払いに際し、購入頭数に相当する額の予納金を支払い金額の一部に充当することが出来る。
3. 販売申込者は、売買が成立し家畜売買済証明書の交付を受けた時は、当該家畜と合致することを確認のうえ、直ちに家畜の引渡しを行うものとする。
4. 販売申込者は、前項の家畜売買済証明書を市場事務所に提出して、販売代金から別に定める販売手数料（消費税額を含む）、諸経費（消費税額を含む）及び諸負担金を控除した額に相当する金額の支払いを受ける。
5. せりおとし人は、せりおとし家畜を即日引き取らなければならない。せりおとし人において、当日輸送その他やむを得ない事由により、即日引き取りが出来ない場合は市場開設者に申し出て市場開設者の預けることができる。ただし、繋留畜舎の収容能力の範囲で県外の遠隔地から順次優先的に預かるものとする。尚、市場開設者は、預託期間中天災地変を除く不可抗力による事故の場合には、預託者と協議のうえ処理するものとする。肉牛及び豚は、原則として預からない。但し、せりおとし人がその手続を履行しないときは、契約を破棄しせりおとし価格の3分の1の違約金を没収する。
6. 前項の預託者は、市場最終日の翌日より1頭1泊につき400円（消費税額を含む）の預託料を開設者に支払うものとする。

【家畜の引き出し】

第15条 せりおとし人がせりおとし家畜を引き取るときは、開設者の許可を受けなければならない。

前項の届出を受けた時は、開設者は家畜売買済証明書と家畜の番号札を照合して誤りの有無を確認してから家畜を引き渡す。

【取引終了後の公表事項】

第16条 取引終了後の公表事項は、その翌日までに、次にかかげる事項を市場内掲示板に掲示して行う。

1. 家畜の種類別、品種別、性別等の入場頭数
2. 家畜の取引方法別、種類別、品種別、性別等の取引成立頭数
3. 前号の区分による家畜の最高、最低及び平均取引価格（消費税額を含む）

【取引家畜の事故処理】

第17条 当家畜市場に於ける肉用牛の期限内事故については、全て天草肉用牛互助会に係る評議委員会において公平且つ厳正に処理するものとする。

2. 取引に係る異議申し立て期限は各せり市取引要領により定めセリ

市名簿に記載するものとする。

第3章 取引関係人

【せり人】

第18条 せり人（打鐘者）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 販売申込者又は、購買者と通謀して正常な取引を阻害し、又はこれらの者に談合その他の不正な行為をさせること。
2. その職務に関して販売申込者又は購買者から金品、その他の利益を受けると。
3. 売買の当事者となること。
4. 故意にせりおとさないこと。
5. 一般に通用しない風潮その他の方法で価格を呼び上げること。

【予納金】

第19条 予納金の額は、第9条の購入予定頭数価格に見合う金額とする。

2. 予納金は、現金又は金融機関が支払い保証をした小切手等であって開設者が適当と認めたもので納付するものとする。
3. 農業協同組合（連合会）の購買については、組合長名で発行した購買証明書をその都度市場事務所に提出するものとする。

【徴収料金の種類及び金額】

第20条 徴収料金の種類及び金額は別表のとおりとする。（入場料、購買者手数料、互助積立金は消費税額を含む）

第5章 雑則

【家畜市場内における秩序の維持に関する事項】

第21条 市場開設者は、次の各号の1に該当する者に対し、退場又は期限を限って入場の禁止もしくは弁償を命ずることがある。

- ① この業務規程に違反した者。
 - ② 市場内の家畜で売買の成立していないものについて虚偽の風説を流布した者。
 - ③ 市場に対し虚偽の申告をした者、又は重大な瑕疵の申告をしなかった者。
 - ④ 市場の業務を妨害し、又は秩序を乱した者若しくは、そのおそれのある者。
 - ⑤ 故意に市場の施設をき損した者又は家畜に危害を加えた者。
 - ⑥ 市場係員の指示に従わない者。
 - ⑦ 第17条（取引家畜の事故処理）において処理された決定事項を尊重せず従わない者
2. 開設者は、第1項の規程により入場の禁止を命じた場合には、その氏名、期間及び理由を場内に提示する。

【改廃の手続き】

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

【その他】

第23条 この規程によりがたき場合は、すべて市場開設者の指示に従うものとする。

附 則

1. この規程は、平成元年4月1日よりこれを施行する。
2. 平成9年8月7日一部改正
3. 平成17年3月24日一部改正
4. 平成17年12月9日一部改正
5. 平成19年4月1日一部改正
6. 平成25年8月2日一部改正

別 表

徴 収 料 金 表

畜 種	入場料	販売者手数料	購買者手数料	互助積立金
子 牛	330 円	5 %	2,200 円	2,000 円
成 牛	1,100 円	2 %	1,100 円	2,000 円

セリ市売買取引要領

【購買者の皆様へ】

1. 購買代金の精算は、予納金制度により本日（セリ終了後）決済となっておりますので、予めご了承ください。
2. 農業協同組合（連合会）の購買については、組合長名で発行した購買証明書を当日市場事務所に提出して下さい。
3. 疾病等をセリ市後に発見した場合は、獣医師の診断書により解決します。但し、セリ市終了後3日以内としますので、充分下見をしてご購入下さい。
4. 牛の引き渡しについて
 - ① 即日取引ですから、本日引き取って下さい。
 - ② 牛を積み込まれる時は、必ず「家畜売買済証明書」を係員に受納して下さい。
5. 購買者カードについては、全て登録者の責任となります。カードの管理は充分ご注意下さい。ご精算の時はカードを会計に返納して下さい。
6. 解約その他、必要事項はすべて市場業務規程によります。
7. 当市場では購買者手数料を徴収しますので、あらかじめご了承くださいようお願い致します。
★1頭当たり1,100円（消費税込み）

【生産者の皆様へ】

1. 牛の搬入は、11時30分までに完了して下さい。
2. 出品にあたり、家畜市場業務規定並びに、関係法令に基づき告知義務事項を遵守の上、出品者が責任を以って出品下さい。違反については、出品者責任において解決下さい。
3. 自分の牛に、損傷がある場合は事前に連絡して下さい。（セリ終了後に発見された場合は、解約することもあります。）
4. 市場内での牛の体重・価格の発表をよく聞いて、もし誤りがあれば、その場で直ちに訂正して下さい。
5. セリ終了後（ブザーが鳴ったら）セリ人が売却か本人落しかを確認しますので、直ちに返答して下さい。
6. 売買が成立すれば、「家畜売買済証明書」をもらって、係員の指示に従い牛を引き渡して下さい。
7. 販売代金は、経費を差し引き農協に振込みます。会計で家畜代金精算書を受け取って下さい。

妊娠牛

せり名簿一覧表

畜種 : 3 (妊娠牛) ~3 (妊娠牛)

入場 番号	名号 登録番号(耳標番号)	性別	生年月日 日令	父名号	母の父 母の祖父	母名号 母登録番号	母牛 得点	生産者住所 氏名	摘要	体重	金額	購買者
901	なお 91 - 2667599 (1376542651)	牝	H30/12/27 79.4	聖香藤	百合茂 金鶴	なおこ 91 - 2356833	77.6	天草市天草町福連 堀口 三次郎 88 - 1201716	R2. 3. 10種付 美津福重			
902	あきこ 92 - 1550606 (1298756723)	牝	H22/09/01 81.5	勝忠平	安福165の9 宝勝	さかかね 92 - 1247041	81.0	天草市五和町手野 山中 辰雄 88 - 901142	高等牛・R2. 2. 1付 美津照重			
903	ゆかり 91 - 2556843 (1509060809)	牝	H27/11/14 81.2	幸紀雄	福栄 北国7の8	ふくえ 91 - 2293930	79.2	天草市五和町御領 池田 章二 88 - 901221	R2. 2. 4種付 百合白清2			
904	かつこ 92 - 1370298 (0826209304)	牝	H18/03/29 83.1	勝忠平	北国7の8 安福165の9	ふく1 91 - 2001690	80.1	天草市新和町碓石 福井 修 88 - 800964	R2. 5. 3種付 嚙戻有・美津福重			
905	たまだ592 91 - 2356877 (0246980272)	牝	H21/01/18 80.5	百合茂	福之国 安平	さくら 92 - 1332209	81.1	天草市栖本町湯船 玉田 秀敏 88 - 700764	R2. 3. 8種付 美津福重			
906	みつえ 92 - 1488187 (0246988667)	牝	H21/04/01 82.1	平茂勝	安平 糸秀	やすみつ 91 - 2057483	81.9	天草市新和町中田 岡本 晃 88 - 800850	高等牛・R2. 1. 22付 百合久			
907	みずき 92 - 1408334 (0827299991)	牝	H19/01/25 80.3	福之国	安平 隆桜	すずか 91 - 2109349	84.0	天草市新和町中田 岡本 晃 88 - 800850	R2. 1. 23種付 紀多福			

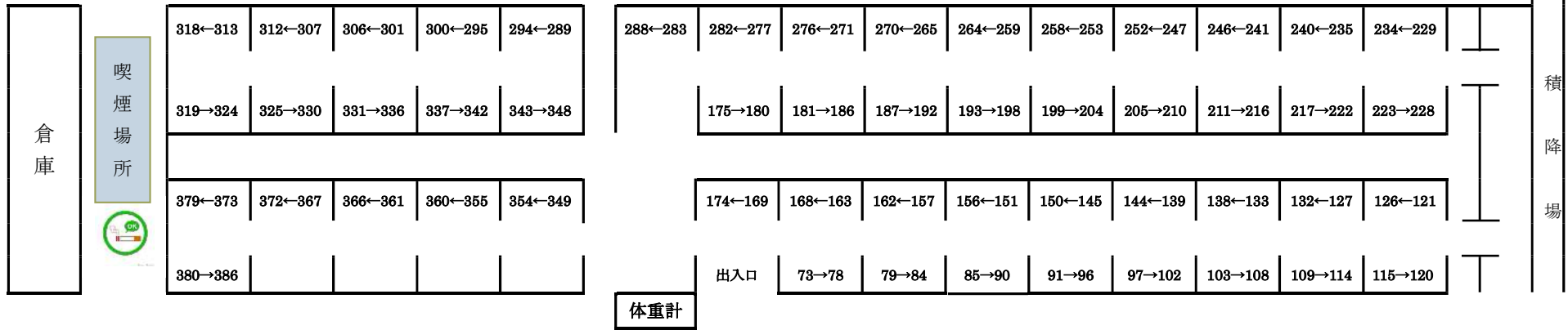
經產牛

せり名簿一覧表

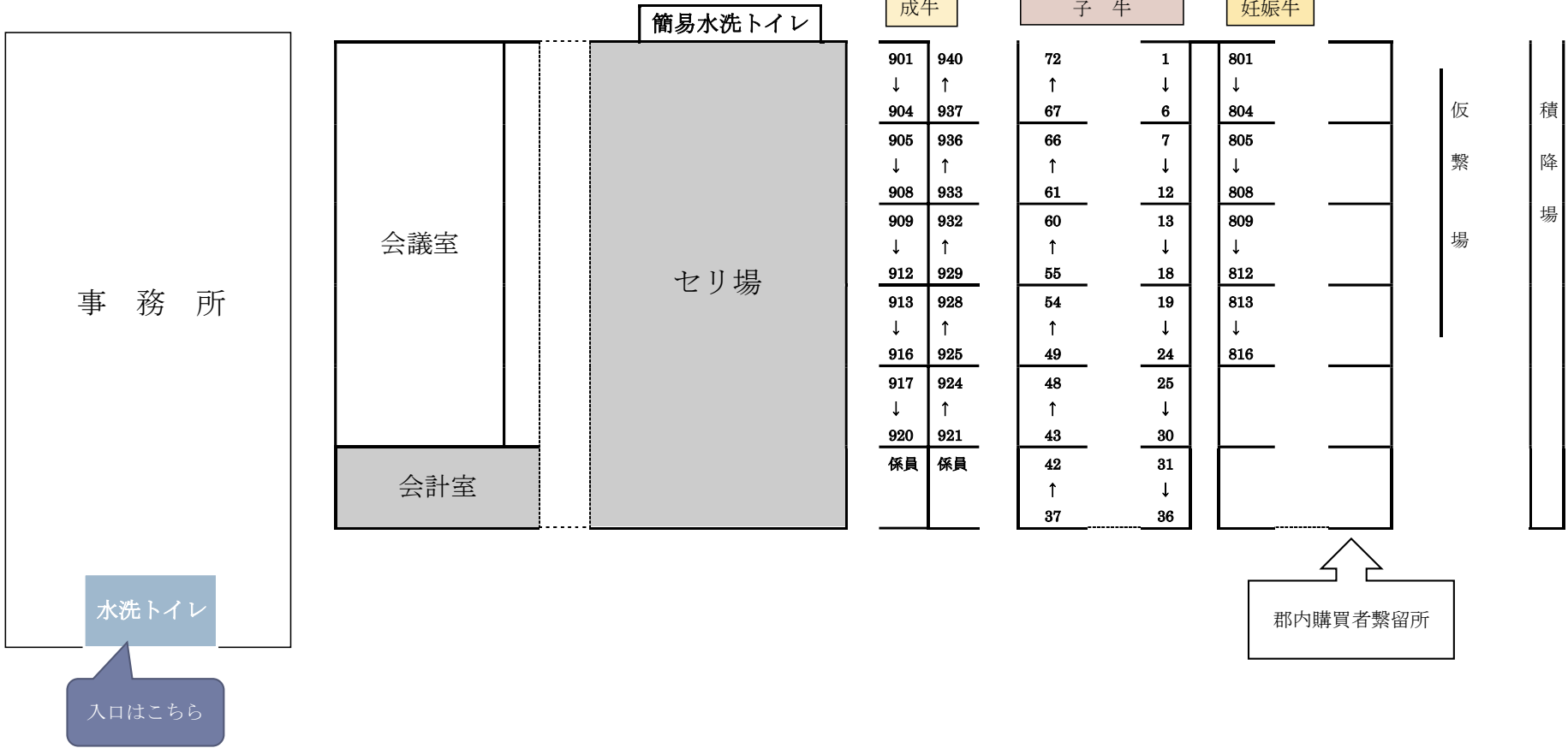
畜種 : 2 (成牛) ~2 (成牛)

入場 番号	名号 登記番号(耳標番号)	性別	生年月日 日令	父名号	母の父 母の祖父	母名号 母登録番号	母牛 得点	生産者住所 氏名	摘要	体重	金額	購買者
1001	はるよ 92 - 1655121 (1445408765)	牝	H26/03/25 83.0	美津照重	安福勝 糸北国	はるこ 92 - 1498492	84.0	天草市本渡町本戸 上田 正明 88 - 100291				
1002	ゆりあ 91 - 2446297 (1348597412)	牝	H25/01/16 80.8	徳悠翔	平茂勝 安福(岐阜)	さゆり 92 - 1258993	81.2	天草市五和町手野 山形 毅 88 - 901117				
1003	かつはれ 92 - 1473992 (0241957996)	牝	H20/05/24 80.3	平茂勝	糸晴(佐賀) 安福(岐阜)	さくら 91 - 2035296	79.4	天草市新和町大多 田淵 嘉和 88 - 800947				
1004	かずひめ2 92 - 1516516 (0845012428)	牝	H21/11/16 81.5	平茂勝	安平 隆桜	かずひめ 92 - 1240149	81.0	天草郡苓北町志岐 山崎 正司 88 - 1001424				
1005	とみ2の8 92 - 1602238 (1340599452)	牝	H24/08/17 82.1	美穂国	福桜(宮崎) 安平	ふみこ2 92 - 1277038	82.0	天草市本町798 倉田 政幸 88 - 102847	高等牛(82.7)			
1006	ゆり 92 - 1782479 (1400336492)	牝	H30/09/13 82.4	諒太郎	百合茂 福鶴土井	いとさき 92 - 1451053	82.2	天草市杵宇土町3 山下 博 88 - 100177	右肩付 見ての通り			
1007	かつこ 92 - 1458978 (0246973298)	牝	H20/08/22 81.0	勝忠平	安福165の9 忠福	とよこ12 91 - 2019554	81.0	天草市新和町碓石 福井 修 88 - 800964				
1008	さくら 91 - 2639359 (1400331435)	牝	H30/07/15 80.5	美国桜	百合茂 安糸福	ゆりまる 92 - 1614483	81.0	天草市新和町碓石 吉本 勝喜 88 - 800859				
1009	ももこ 91 - 2599204 (1345893531)	牝	H29/03/20 80.6	茂久桜	勝忠平 平茂勝	ただかつ 92 - 1498451	80.2	天草市佐伊津町4 堤内 友弥 88 - 200408				
1010	もも 92 - 1682868 (1473018448)	牝	H27/03/23 81.6	安福久	忠富士 福桜(宮崎)	ももか 92 - 1448881	81.2	天草市本渡町広瀬 金子 寛 88 - 103662				
1011	すずふく 91 - 2223171 (1208998014)	牝	H17/04/14 81.0	福桜	安平 北国7の8	すずらん 91 - 2088975	80.7	天草市河浦町立原 藤坂 正直 88 - 1301936	(写)			

天 草 家 畜 市 場 ・ 見 取 図



※セリの途中で出される方の為に



この場所は 牛を降ろした後は駐車しないで下さい